

Topic 19

ブラウンフィールド再開発のプロセス（その11）

～ 連邦と州 ～

- 1) ブラウンフィールドの誕生の背景：
RCRA（自然保護回収法）と CERCLA（包括的環境対策・補償・責任法）
- 2) 地方行政主体でブラウンフィールド再開発を！

お疲れ様です。環境メルマの佐藤です。今週は、米国連邦と州の活動にスポットを当てて、ブラウンフィールド再開発をみてみます。

1) ブラウンフィールド誕生の背景： RCRA（自然保護回収法）と CERCLA（包括的環境対策・補償・責任法）

ブラウンフィールドという概念がまだ誕生していなかった 1970 年代、米国では「midnight dumping」（夜中に有害廃棄物を投棄する。不法投棄のこと）が社会問題となっていました。この問題に対処すべく、1976 年に米国議会は産業廃棄物処理に関する法律である RCRA（自然保護回収法）を策定いたしました。この法律のもと、有害廃棄物の発生→収集運搬→処理→最終処分にいたるまで、厳格な規制が行なわれるようになり、そのプロセスの一部始終は積荷目録トラックシステムで管理される仕組みとなっています。

2 年後の 1978 年、米国ニューヨーク州ナイヤガラ地区ラブカナルにある宅地ゾーンで、長い間地下に眠っていた廃棄物から有害な化学物質が地上に暴露し、人の健康と生活環境が脅かされるという悲惨な事件が発生しました。この事件が契機となり、1980 年、議会は米国内における有害物質による環境問題に対処するため CERCLA（包括的環境対策・補償・責任法）をつくったのです。

CERCLA は、RCRA のような規制のための法律ではなく、厳格な汚染責任を問う法律です。つまり、土地所有者だけでなく、有害物質の扱いに関係した者（例えば使用者や運搬者）までふくめて連帯責任を負わされ、更に連邦（国）から修復責任を追及されるのです。汚染者にとってみれば責任を分担してくれる主体が増えるわけでちょっとありがたいお話なのですが、汚染者ではないレンダーや運送業者にとってみればいい迷惑。このような状況ですから汚染サイトを軽い気持ちで開発したり、融資したりすると大変なことになる！という認識が社会で高まり、不動産における人々の関心は Greenfield へと傾いていったのです。そこでブラウンフィールド、つまり「一般に、危険物、環境汚染、汚染物質による汚染、或いは汚染の可能性があるために拡張、再開発または再利用することが難しくなっている不動産」が激増していったというわけです。

2) 地方行政主体でブラウンフィールド再開発を！

その結果、米国の都市中心部において失業率増加、課税標準の低下、都市の荒廃、そして犯罪の増加という社会問題が引き起こされました。

非効率で費用がかかりすぎる連邦の浄化プログラム（RCRA や CERCLA など）に頼ってはいけな、とはいえ州が提供できる資金にも制限がある、という厳しい状況の中、1990 年頃から州は独自の Voluntary Cleanup Programs（VCP: 自主的浄化プログラム）を立ち上げ、試行錯誤しながらブラウンフィールド再開発に取り組んできたのです。また、多くの州が CERCLA に倣った形で「ミニ CERCLA」（CERCLA の州バージョン）を制定するなど、地方行政がより主体的にブラウンフィールド再開発に取り組み、コミュニティ再活性の成功事例を作り上げていくという流れが出来上がっていきました。実際、公衆衛生や生活環境を保護するための緊急対応が必要な場合などを考えると、地方行政主体のほうがより迅速に対応できますし、連邦が全米のブラウンフィールドのお世話をするのは無理！という実状もあったのではないのでしょうか、連邦も州の自主的浄化プログラムを支援する方向で動きます。現在では、RCRA の権限も州に委任されるケースもあるほどです。

良い点ばかりではありません。連邦と州の規制枠組みがパラレルになってしまっていて、どちらを拠り所として活動すべきなのか？という混乱を招いたこともあるようです。米国には 50 もの州がありますので、州間で自主的浄化プログラムに大きなバラツキが生じているのが現状です。例えば州の助成金額とか、先週ご紹介した institutional control の情報量などが、ブラウンフィールド先進州とそうでない州との間で格差が生じています。こうやって大きな流れをみてもみると、CERCLA の厳格・連帯・遡及責任という特徴によって、ブラウンフィールド問題が拡大し、その問題解決の緊急性が社会で認識されはじめた。それに共ない政府支援が充実してきて地方行政主体のコミュニティ再活性基盤の整備に拍車がかかった。そんな流れでしょうか。

浄化プログラムについてまとめてみましょう。重度の汚染サイトは国家優先リスト（NPL）に掲載され、USEPA の指導のもと浄化が進められます。基本的に RCRA サイトや CERCLA サイトは連邦の管轄下にありますが、場合によっては州へ権限が委任され、州が浄化することも可能です。ブラウンフィールド全般については、州の自主的浄化プログラムを利用して浄化を進めている状況です。

来週金曜日、環境メルマはお休みです。

来年もどうぞ宜しくお願い致します。

Thanks God It's Thursday!

Thanks God It's Brownfield!!

環境メルマ 佐藤 (t.sato@ers-co.jp)

坂野のつけたし (banno@ers-co.jp)

アメリカの首都であるワシントンDCでは、たぶん州の行政担当者なのでしょう、ダークスーツを着てブリーフケースを持ち、打ち合わせの合間に地元の同僚などと携帯で連絡を取り合っているひとをよく見かけます。また、11月に現地レポートしたブラウンフィールド会議だけではなく、その時々テーマで、国や地方の行政担当者が集まって情報交換する会議やシンポジウムが結構たくさん開かれています。

国が方向性を定め、地方がそれぞれの社会的背景に応じた仕組みを作り、国のお金も活用して、地方が活性化するような事業をすすめる。国と地方の人的交流がなければ、ブラウンフィールドのような事業はスムーズにいかないだろうと思います。

このメルマはある意味、一方的な情報発信ですが、来年あたり人的交流につながるような工夫がなにかできないかなあ、と思っています。では、みなさま良いお年を。